

機能強化加算に係る院内掲示

当院では「かかりつけ医」として

必要に応じて以下のような取り組みを行っています。

- ・ 受診している他の医療機関の受診状況や投薬の処方内容を把握した上で服薬管理を行ないます。
- ・ 健康診断の結果等の健康管理に係る相談に応じています。
- ・ 介護・保健・福祉サービスに関する相談に応じています。
- ・ 夜間・休日の問い合わせへの対応を行なっています。
- ・ 必要に応じて専門医又は専門医療機関への紹介を行なっています。

※かかりつけ医機能を有する医療機関は、厚生労働省や都道府県のホームページにある「医療機能情報提供制度」から検索できます。

三島中央病院